

杉並区区立施設再編整備計画（第一期）

（平成 26～33 年度）

第一次実施プラン

（平成 26～30 年度）

（案）

概要版

本計画（案）は、平成 25 年 11 月に公表した「杉並区区立施設再編整備計画（第一期）（素案）」について、これまで地域説明会、区民アンケート、区民意見交換会等でいただいた区民のご意見や区議会におけるご意見を踏まえ、（素案）に修正を加えたものです。修正部分には、下線(点線)を記しています。

平成 26 年 1 月

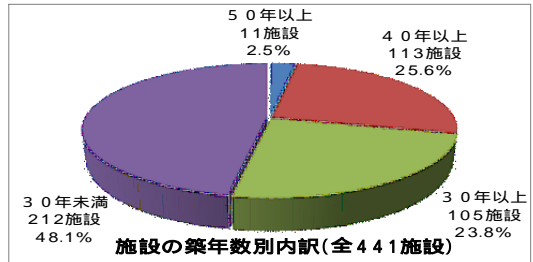


第1章 区立施設を取り巻く状況 ～今なぜ再編が必要なのか？～

1. 次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担

平成24年度末現在、区の全施設の約50%は築30年を越え、約30%は築40年を越えており、今後、これらの施設が、次々に更新時期を迎えます。

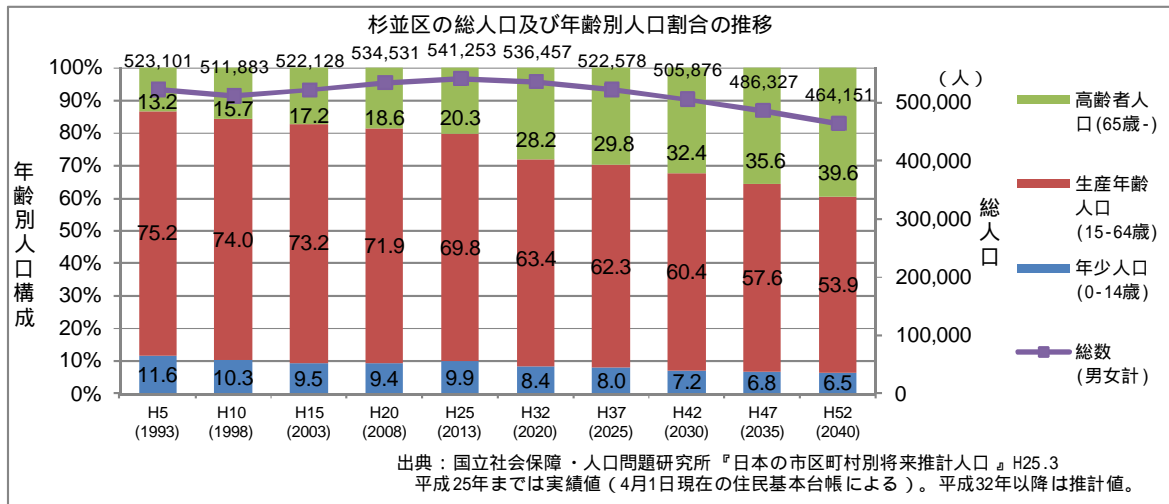
仮に全ての区立施設を現在の規模で存続させた場合には、今後30年間に必要な改築・改修経費は約2,779億円と推計され、大きな財政負担となります。



災害備蓄倉庫や公衆便所等の小規模な施設を除く。

人口全体に占める区の生産年齢人口(15～64歳)の割合は、約30年後(2040年)には、現状の69.8%から53.9%に減少します。それに伴い、今後、区民税収入が減少していくのに対し、少子高齢化の一層の進展により、社会保障関係の経費はさらに増加していくことが想定されます。このような状況の中で、施設の維持・更新に多くの予算を振り向けることは現実的に困難です。

施設再編整備の取組で生み出された財政効果は、区民福祉の向上と区民サービスの充実に有効に活用します。利用率が低い施設を廃止したり、改築に併せて適正な規模にスリム化するなど、区立施設全体の規模を縮減することで、今後の改築・改修や、施設の維持に必要な経費の軽減を図ります。また、廃止した施設の跡地等を売却または貸付することで得られる新たな財源は、その時々々の行政需要等を踏まえて活用します。



2. 時代の変化に応じた区民ニーズへの対応

少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により、多くの施設で利用状況が大きく変化しています。特に、女性の社会進出の本格化等に伴う保育施設の需要増加は著しく、当分の間、増加傾向が続くと予測されるとともに、高齢化の一層の進展により特別養護老人ホーム等の高齢者施設への需要についても、今後、確実に増加することが見込まれます。

一方、学校施設は児童生徒数の減少から余裕教室が生じ、一部の学校では統合も実施されています。児童館は、中・高校生の利用は少ない反面、学童クラブの需要は大きく増加し、ゆうゆう館は利用者数は増えていますが、時間帯等による利用のばらつきが大きく、利用率は40%台となっています。また、集会施設も利用率は60%台にとどまっています。

このように、需要に対して不足する施設がある一方で、十分に活用されていない施設もあります。施設の必要性や施設を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、区民共通の財産である施設を有効に活用し、新たな行政需要への対応を図るため、再編整備を進めていく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本方針

- 1 施設設置基準の見直しー7地域の継承と46地区の基準の転換**

区民の通勤、買い物などの日常行動圏域として駅勢圏中心に設定した7地域は、施設配置の地域バランスを確保する観点から、今後とも施設整備の基準として継承します。
児童の通学区域を基準に設定した46地区に基づく施設配置の基準は、少子高齢化の進展や施設の効率的な運営の観点から見直し、今後は「地区」の枠にとらわれず、施設の複合化・多機能化等を進めることにより必要なサービスを提供する考え方に転換します。
- 2 複合化・多機能化等による効率化の推進**

改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を進めます。
廃止した施設・用地は、他施設への転用のほか、売却・民間活力の導入も視野に入れ、有効活用を図ります。
生み出された果実(貸付・売却等による財政効果)は、区民福祉の向上を図るため、その時々々の行政需要等を踏まえて有効活用し、持続可能な行財政運営を推進します。
- 3 学校施設と学校跡地の有効活用**

学校は、地域に開かれた公共空間としての機能を一層拡充する観点から、学童クラブや小学生の放課後等居場所事業の実施など施設の複合化・多機能化を進めるため、既存校の余裕教室や学校敷地の活用を推進するとともに、改築時には児童生徒数の減少などを踏まえ施設規模のスリム化を行います。
統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討します。
- 4 児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開**

0歳から18歳までの児童の健全育成を図ることを目的に設置された児童館は、限られた施設スペースの中でサービスの充実を図ることがもはや限界を迎えていること、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行(平成27年度予定)に向け、各種の子育て支援サービスに関する利用相談や情報提供等の地域拠点を整備する必要があることを踏まえ、学校や新たに設置する地域子育て支援拠点等で機能・サービスを段階的に継承し、充実を図ります。
- 5 ゆうゆう館の再編**

ゆうゆう館(旧敬老会館)は、保育園を併設する施設の一部で保育施設への転用を図るとともに、順次、多世代が利用できる施設へと転用・再編を進めていきます。
再編にあたっては、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができる、ゆうゆう館の機能と役割も継承します。
- 6 地域コミュニティ施設の再編**

7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの拠点と位置付け、集会施設である区民集会所と区民会館、ゆうゆう館、一部の児童館を対象に、施設の有効活用や地域コミュニティの活性化の観点から、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、多世代が利用できる施設へと段階的に再編します。施設の配置にあたっては、誰もが身近な地域で気軽に利用できるように配慮するとともに、地域団体等による世代間交流事業などを推進することを視野に、転用する施設の規模等に応じて整備を進めます。
- 7 緊急性の高い施設の優先整備**

区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題により更新の緊急性の高い施設については、優先的に施設の再編整備に着手します。
当分の間、需要が増加することが予測される保育施設や高齢化の進展により今後も確実に需要が増加する特別養護老人ホーム等について、優先的に整備を行います。
- 8 国や東京都、他自治体等との連携**

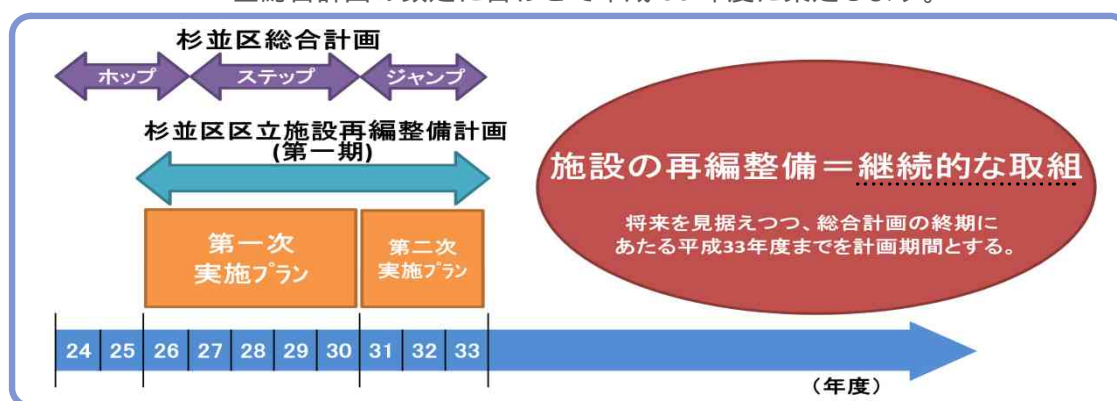
特別養護老人ホームや保育施設をはじめとした新たな施設の設置及び既存施設の更新に際しては、国・東京都との連携による国公有地の活用を検討します。活用にあたっては、定期借地()のほか区有地との交換も視野に入れ、財政負担の軽減化を図ります。
(定期借地：当初定められた契約期間で借地関係が終了する借地)

2. 対象とする区立施設

保育施設等、特別養護老人ホーム等(民営施設)、学校施設(統合後の学校跡地を含む)、児童館等、ゆうゆう館、集会施設、文化・教育施設等、体育施設、庁舎等、障害者(児)施設、公共住宅、自転車駐車場・集積所、児童遊園・遊び場、民営化宿泊施設

3. 計画の位置付けと進め方

- **第一期計画** : 時代の変化等に対応して継続的に見直しを行い、杉並区総合計画との整合性を図るため、平成 26 年度から平成 33 年度までを計画期間とします。
- **緊急性の高い施設の重点的な整備(平成 26 年度から取組)**
 - 耐震性：杉並会館の耐震補強、産業商工会館の廃止
 - 保育・高齢者施設ニーズへの対応：現大宮前体育館跡地を活用した施設整備等
 - 利便性の向上と施設配置の適正化：証明書類のコンビニ交付システムの開発等
 - 関連施設：就労支援センターの移転、環境情報館の移転
- **第一次実施プラン**：平成 26 年度から平成 30 年度までの計画とし、第二次実施プランは、杉並区総合計画の改定に合わせて平成 30 年度に策定します。



第一次実施プラン(案)(平成 26～30 年度)

1. 基本的な考え方

行財政改革基本方針に基づき策定する杉並区区立施設再編整備計画(第一期)(素案)を着実に推進するための実施計画として策定します。

実施プランでは、保育施設の整備、児童館の再編、特別養護老人ホーム等の整備、更新の緊急性の高い施設の再編、学校施設の複合化・多機能化の推進及び学校跡地の有効活用に重点的に取り組むとともに、国・東京都との連携による公有地の活用を図ります。

第一次実施プランの取組により、施設のスリム化や廃止に伴う改築・改修経費と施設維持費の軽減、用地の売却・貸付等による財政効果が期待され、その果実(今後 30 年間の推計額、約 140 億円)は区民福祉の向上を図るため有効に活用します。

2. 国との連携による新たな取組

「あんさんぶる荻窪」(荻窪 5 丁目にある福祉事務所等からなる複合施設)と荻窪税務署及び隣接する国家公務員宿舎跡地の用地(以下「荻窪税務署等用地」という。)を対象とした財産交換を前提に、今後国と具体化に向けた協議を進めます。

交換後の用地は、大規模な特別養護老人ホーム等の整備や在宅介護を支援するショートステイを多数確保するほか、在宅療養が困難となった方への医療的ケアの体制の強化に加え、権利擁護や消費者相談などの機能も集約することで、区内全域の地域包括ケアのバックアップ機能の拠点とすることができ、地域福祉の向上に資する様々な活用が可能となります。

3. 計画期間と進め方

平成 26～30 年度までの 5 年間を計画期間とします。

平成 30 年度に策定する第二次実施プランで具体化を予定している集会施設やゆうゆう館などの再編整備の検討に着手します。

4 . 再編整備の方向性と具体的な取組

1 . 保育園・子供園

課題と再編整備の方向性

女性の社会進出の本格化に伴う保育需要は増加の一途をたどっており、保育の待機児童対策は喫緊の課題

計画的な保育施設の整備を効率的・効果的に推進し、女性が安心して子どもを産み育てることのできる環境を着実に整備

既存の保育施設のうち 26 園が築 40 年以上を経過し、老朽化への対応が課題

具体的な取組

再編により生み出された施設・用地のほか、国や東京都の公有財産を有効に活用して、認可保育所を核とした保育施設の整備を推進

老朽化した園舎は、緊急度・優先度等を考慮して、計画的な改築を進め、改築時の仮園舎は、国有地等の活用を含めて設置場所を検討し、設置した仮園舎は近隣にある複数の保育施設の改築に利用し有効活用

2 . 特別養護老人ホーム等

課題と再編整備の方向性

急速な高齢化の進展に伴い今後一層、要介護高齢者が増加する見込

介護が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、民間事業者による施設整備を促進



具体的な取組

旧永福南小学校の既存校舎について、特別養護老人ホームへ転用

現大宮前体育館廃止後の跡地を活用して、認知症高齢者グループホーム等を整備

再編整備により生み出された施設・用地、国や東京都の財産を有効に活用し施設整備

荻窪税務署等用地には大規模な特別養護老人ホーム等を整備するとともに、在宅介護を支援するショートステイの確保など、区内全域の地域包括ケアのバックアップ機能を果たす施設を整備

3 . 学校施設

課題と再編整備の方向性

今後 30 年間で築 50 年を経過する施設は 50 校を越え、老朽化により次々に更新時期を迎えるため、計画的かつ効率的・効果的な改築整備が必要

今後改築する学校は、施設規模のスリム化とともに、他施設との複合化・多機能化を進め、地域コミュニティの核となる施設づくりを推進

既存の学校の余裕教室等を活用し、学童クラブへの需要など、時代のニーズに的確に対応

統合に伴う学校の跡地については、区民福祉の向上に資するよう、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から有効な活用策を検討

具体的な取組

杉並第一小学校の老朽改築に合わせ、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能の集約を基本に複合化

学童クラブや小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施

旧若杉小学校は、防災や地域の活性化、子育て支援等を視野に入れ、本格活用を検討

統合後の新泉小学校の跡地は、防災入っを確保したうえで活用策を検討

旧永福南小学校の既存校舎については特別養護老人ホームへ転用、体育館は永福体育館として転用を基本に校庭を含め用地全体の活用策を検討

杉並第四小学校と杉並第八小学校の統合後の跡地について活用策を検討

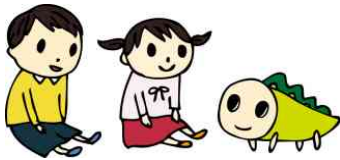
4. 児童館・学童クラブ

課題と再編整備の方向性

児童館は、乳幼児親子と学童クラブの利用が大幅に伸びるなど利用状況が変化してきているため、全ての機能・サービスを実施するには、施設規模等の制約が課題

「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向け、地域子育て支援拠点の整備が必要

現在の児童館が果たしている機能・サービスを学校や新たな地域子育て支援拠点等で継承し、充実・発展させる取組を段階的に推進



5. ゆうゆう館

課題と再編整備の方向性

近年は NPO 法人等との協働事業により利用者が増加

全体の半数近くが築 40 年を越え、その多くが他の施設を併設、老朽化への対応や併設施設の更新方針との調整が課題

身近な地域で高齢者が気軽に集まることができるゆうゆう館の機能と役割を継承し、転用・再編整備

6. 集会施設

課題と再編整備の方向性

地域では地域区民センターや区民集会所等をコミュニティ活動の場として活用

利用率は 6 割程度にとどまっており、施設の有効活用が課題

多世代が利用できる地域コミュニティ施設へ転用・再編を検討(第二次実施プランで本格実施)

7. 文化・教育施設等

課題と再編整備の方向性

高円寺地域の 2 館目の図書館設置が課題

科学館で実施する移動教室(理科実験)は、学校の理科室の設備整備が進み必要性が低下

具体的な取組

学童クラブは、小学校内で実施することを基本とし、児童の安全と健全な育成環境を確保

小学生の放課後等居場所事業についても小学校内で実施することとし、3か所でモデル実施

『ゆうキッズ』は、(仮称)子どもセンタのほか、学童クラブ移設後の小学校や地域コミュニティ施設等で現在と同規模の実施場所を確保し、展開

中・高校生の放課後等居場所事業は、中・高校生の新たな居場所づくり懇談会の意見等を踏まえた基本的な考え方に基づき具体化

新たな地域子育て支援拠点として、(仮称)子どもセンタを平成 27 年度の子ども子育て支援新制度の本格実施に合わせ保健センター内に 5 か所整備、その後、計 19 か所程度まで段階的に整備
地域の子育て支援団体の活動支援等の機能は、(仮称)子どもセンタ等で継承・発展

以上の取組を進め、それらが実現したところから、保育施設や地域コミュニティ施設への転用等の活用策を検討

具体的な取組

当面、集会室について、高齢者の利用率を確保したうえで、町会や青少年育成委員会等も利用できるようにし、夜間の目的外利用の「さざんかねっと」予約を可能にすることにより、利用率向上を図る

老朽化した保育園併設施設の一部は、改築の際、代替施設を確保したうえで保育園に転用

幅広い高齢者が利用でき、かつ、多世代が集える地域コミュニティ施設への転用を検討

具体的な取組

区民集会所、区民会館等を対象に地域バランスや利便性を考慮し、多世代が利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編を検討

杉並会館は、耐震補強を実施のうえ、当面、継続利用し、レセプション機能とアニメーションミュージアムのあり方を検討・具体化

区民事務所会議室は、町会等の地域団体活動の代替施設を確保し、段階的に廃止

利用率の低い和田堀会館は廃止

具体的な取組

高円寺地域における図書館のあり方を検討

桜上水北分室に図書サービスコーナーを新設

科学館は学校教育部門を済美教育センターへ移転、生涯教育部門の科学教室や講座等は他施設を活用して実施し、現施設は廃止

8. 体育施設

課題と再編整備の方向性

永福体育館、和田堀公園プールの老朽化
東京五輪開催決定を踏まえ、東京都へ運動施設の充実にたいして要望を検討

具体的な取組

現大宮前体育館跡地を保育と高齢者施設
の併設施設へ転用
永福体育館を旧永福南小学校体育館へ移
転し、跡地は有効活用策を検討
和田堀公園プールの今後のあり方を検討

9. 庁舎等

課題と再編整備の方向性

本庁舎は東棟が築 50 年を経過してお
り、改築に向けた検討を実施

区民事務所、分室、駅前事務所は、配
置のあり方とサービスを見直し、地域パ
ラソの確保や区民サービスの向上を図る

保健センターは、地域の保健活動拠点とし
ての役割を踏まえ、(仮称)子どもセンター
と複合化し、母子保健との連携による
子育て支援を充実

耐震性に課題のある杉並清掃事務所は
早期に改築の計画に着手

産業商工会館は、耐震性等の課題から
施設を廃止

あんさんぶる荻窪は地域福祉の向上の
ため、荻窪税務署等用地を対象に国と
財産交換の協議

具体的な取組

証明書類のコンビニ交付導入に合わせ、阿
佐谷、宮前、桜上水北、高円寺駅前の 4
事務所を廃止

保健センターに、総合的な子育て相談支援等
を行う(仮称)子どもセンターを設置

杉並清掃事務所の改築

産業商工会館は、杉並第一小学校の改築
に合わせて、阿佐谷地域区民センターと
ともに集会関連機能の集約を基本に移転・複
合化し、展示場の機能は、関連性のある
杉並会館のレセプション機能と合わせ
て、引き続き整備のあり方を検討

産業商工会館の施設は、平成 26 年度末
に廃止し、集会室等は杉並第一小学校へ
の移転までの間、阿佐谷地域区民セン
ター等を活用、ゆうゆう阿佐谷館は阿佐谷区
民事務所に移転、就労支援センター事業はあ
んさんぶる荻窪へ移転

早期に国と荻窪税務署等用地との交換
協議をまとめ、大規模で特色ある特別養
護老人ホームの整備を核とした施設整
備計画を具体化

10. 障害者(児)施設

具体的な取組

既存施設のスペース拡充を図り、重度知
的障害者通所施設の定員確保に努める

杉並清掃事務所方南支所移転に合わせ
障害者施設への転用を検討

再編整備によって生み出された施設や
用地を活用し、障害者(児)の地域生活
を支援する施設やグループホーム等の整備
を推進

12. 自転車駐車場・集積所

具体的な取組

下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車
場の統廃合を実施

自転車集積所の規模の適正化を実施

11. 公共住宅

具体的な取組

20 年間の開設期間が終了する区民住宅
(5 団地)を順次廃止し、区が所有する
6 戸は売却

民間住宅ストック活用()の検討
(住宅ストック：現在ある住宅。在庫)

13. 児童遊園・遊び場

具体的な取組

遊び場 79 番(高円寺南 1 丁目)を保育
施設整備に活用

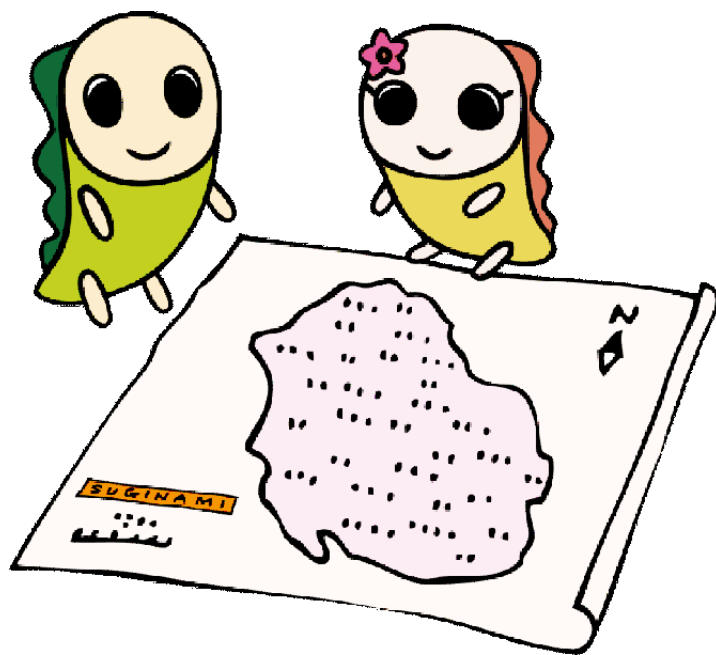
新たな公園づくりの検討・実施

14. 民営化宿泊施設

具体的な取組

湯の里「杉菜」の売却

その他 3 施設の経営改善と保有適否検討



問合せ先 杉並区政策経営部企画課施設再編・整備担当
杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話 03-3312-2111(代表)